

〔別紙1〕 鳥取・島根広域連携協働事業補助金の事務手続きについて

1. 提案書・事業計画書提出【計画】 (5月下旬予定)

※提案にあたり、事前に意見交換会を行うことができます。

2. プレゼンテーション審査会【計画】 (6月下旬予定)

3. 事業採択・交付申請【計画】 (7月頃予定)

4. 交付決定・計画策定開始【計画】 (7月頃予定)

5. 事業計画書提出【実践】 (2月頃予定)

6. 事業完了【計画】

※事業の完了とは： 補助対象経費の支払いがすべて完了した日 となります。

7. 実績報告書【計画】 (完了から20日以内)

8. プレゼンテーション審査会【実践】 (3月頃予定)

9. 事業採択・交付申請【実践】 (3月～4月頃予定)

10. 交付決定・協働実践開始【実践】 (3月頃予定)

11. 事業完了【実践】

※事業の完了とは： 補助対象経費の支払いがすべて完了した日 となります。

12. 実績報告書提出【実践】 (完了から20日以内)

◎補助金の支払

※補助金の支払は、事業採択及び交付決定時に概算払を行うことができます。

資料提出・
問い合わせ先

【鳥取県】地域づくり推移部 県民参画協働課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7070 kenminsankaku@pref.tottori.jp

【島根県】環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

島根県松江市殿町1

電話 0852-22-5096 npo@pref.shimane.lg.jp